



# 労務管理講習会

令和7年2月7日  
さいたま労働基準監督署  
安全衛生課

1

## 本でご説明する主な内容

- 1 令和6年度 化学物質管理強調月間
- 2 労働者死傷病報告等の電子申請義務化

2

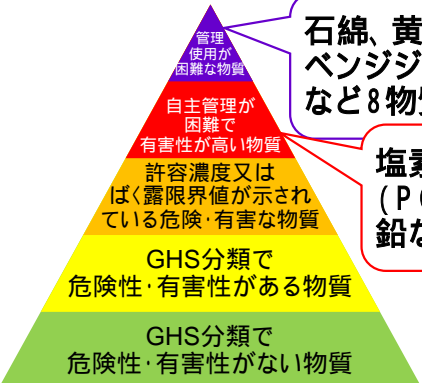
令和6年4月に創設されました

## 令和6年度 化学物質管理強調月間

正しく理解 正しく管理  
化学物質と向き合おう

3

### 労働安全衛生法令における化学物質管理



管理使用が困難な物質  
石綿、黄りんマッチ、ベンジジン及びその塩など8物質

自主管理が困難で有害性が高い物質  
塩素化ビフェニル(PCB)、トルエン、鉛など123物質

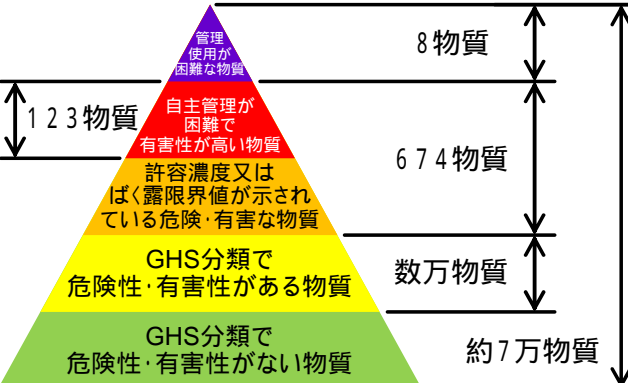
許容濃度又はばく露限界値が示されている危険・有害な物質

GHS分類で危険性・有害性がある物質

GHS分類で危険性・有害性がない物質

4

### 労働安全衛生法令における化学物質管理



管理使用が困難な物質 8物質

自主管理が困難で有害性が高い物質 123物質

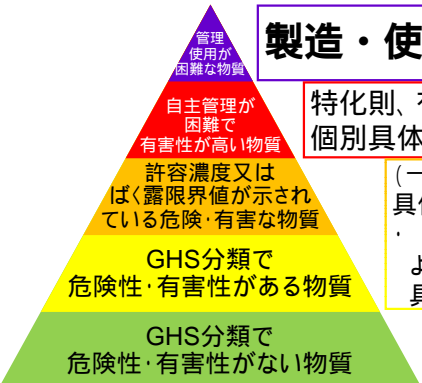
許容濃度又はばく露限界値が示されている危険・有害な物質 674物質

GHS分類で危険性・有害性がある物質 数万物質

GHS分類で危険性・有害性がない物質 約7万物質

5

### 労働安全衛生法令における化学物質管理



管理使用が困難な物質

自主管理が困難で有害性が高い物質

許容濃度又はばく露限界値が示されている危険・有害な物質

GHS分類で危険性・有害性がある物質

GHS分類で危険性・有害性がない物質

**製造・使用等の禁止**

特化則、有機則等に基づく個別具体的な措置義務

(一般的措置義務)  
具体的な措置基準なし  
・排気装置設置等による発散抑制・保護具の備え付け

6

### 労働安全衛生法令における化学物質管理

**製造・使用等の禁止**

特化則、有機則等に基づく個別具体的な措置義務

(一般的措置義務)  
具体的な措置基準なし  
・ 排気装置設置等による発散抑制・保護

自主管理が困難で有害性が高い物質  
許容濃度又はばく露限界値が示されている危険・有害な物質  
GHS分類で危険性・有害性がある物質  
GHS分類で危険性・有害性がない物質

発がん性等が確認された物質について、専門家の検討を経て、特化則に追加  
2007年以降29物質を追加

7

化学物質による休業4日以上の労働災害のうち、特化則等の規制対象外の物質によるものが約8割

特化則、有機則等に基づく個別具体的な措置義務

(一般的措置義務)  
具体的な措置基準なし  
・ 排気装置設置等による発散抑制・保護具の備え付け

自主管理が困難で有害性が高い物質  
許容濃度又はばく露限界値が示されている危険・有害な物質  
GHS分類で危険性・有害性がある物質  
GHS分類で危険性・有害性がない物質

8

化学物質による休業4日以上の労働災害のうち、特化則等の規制対象外の物質によるものが約8割

特化則等による個別具体的な規制を中心とする規制

自律的な管理を基軸とする規制

9

### 労働安全衛生法令における化学物質管理

**製造・使用等の禁止**

**ラベル表示義務**  
**SDS交付義務**  
**リスクアセスメント義務**

ラベル表示努力義務  
SDS交付努力義務  
リスクアセスメント努力義務

自主管理が困難で有害性が高い物質  
許容濃度又はばく露限界値が示されている危険・有害な物質  
GHS分類で危険性・有害性がある物質  
GHS分類で危険性・有害性がない物質

10

### GHSに基づくラベル、SDS

#### ラベルの表示

(製品の特定名) 製品 (絵表示: 危険)

(危険有害性情報)  
・ 引火性液体及び蒸気  
・ 吸入すると有毒・・・

(注意書き)  
・ 火気厳禁  
・ 防毒マスクを使用する .....

#### SDS (安全データシート)

1 化学品および会社情報	9 物理的および化学的性質
2 危険有害性の要約 (GHS分類)	10 安定性および反応性
3 組成および成分情報	11 有害性情報
4 応急措置	12 環境影響情報
5 火災時の措置	13 廃棄上の注意
6 漏出時の措置	14 輸送上の注意
7 取扱いおよび保管上の注意	15 適用法令
8 ばく露防止および保護措置	16 その他の情報

11

### 化学物質管理体制の見直し

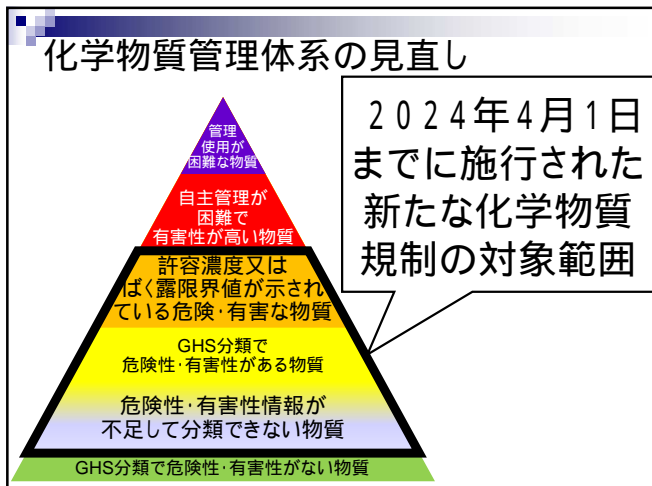
234物質が追加 (2022年2月公布)

655物質が2025年4月に、812物質が2026年4月に、それぞれ追加される予定

困難で有害性が高い物質  
許容濃度又はばく露限界値が示されている危険・有害な物質  
GHS分類で危険性・有害性がある物質  
危険性・有害性情報が不足して分類できない物質  
GHS分類で危険性・有害性がない物質

国によるGHS分類に基づき、危険性・有害性が確認された全ての物質を順次規制対象に追加

12



13

## お手元の資料です

### 令和6年度 化学物質管理強調月間 実施要綱

令和6年度化学物質管理強調月間実施要綱

1. 趣旨

国内で輸入、製造、使用されている化学物質は数万種類にのぼり、その中には、危険性や有害性が不明な物質が多く含まれる。また、化学物質による休業4日以上  
の労働災害（がん等の発症性疾患を除く。）のうち、特定化学物質障害予防規則（昭和47年労働省令第39号）等の特別規則による規制の対象となっていない物質に起因するものが多数を占めている。

これらを踏まえ、特別規則による規制の対象となっていない物質への対策の強

14



15

## 実施事項の大項目(1/2)

(ア) 製造し、又は取り扱っている化学物質の把握及び、化学物質の安全データシート(以下「SDS」という。)等による危険有害性等の確認

(イ) 特定化学物質障害予防規則等の特別規則、石棉障害予防規則の遵守の徹底

(ウ) ラベル表示・SDS交付、リスクアセスメントの実施等

(エ) 化学物質管理者の選任状況の確認

(オ) 日常の化学物質管理の総点検

(カ) 事業者又は化学物質管理者による職場巡視

16

- ### (ウ) ラベル表示・SDS交付、リスクアセスメントの実施
- 製造者・流通業者が化学物質を含む製剤等を出荷する際のラベル表示・SDS交付等の徹底及びユーザーが購入した際のラベル表示・SDS交付等の状況の確認
  - SDS等により把握した危険有害性に基づくリスクアセスメントの実施とその結果に基づいたばく露濃度の低減や適切な保護具の使用等のリスク低減対策の実施
  - ラベル・SDSの内容やリスクアセスメントの結果に関する労働者に対する教育の実施
  - 危険有害性等が判明していない化学物質を安易に用いないこと、また、危険有害性等が不明であることは当該化学物質が安全又は無害であることを意味するものではないことを踏まえた取扱物質の選定、ばく露低減措置及び労働者に対する教育の推進
  - 皮膚接触や眼への飛散による薬傷等や皮膚からの吸収等を防ぐための適切な保護具の使用や、汚染時の洗浄を含む、化学物質の取扱上の注意事項の確認
  - 特殊健康診断等による健康管理の徹底
  - 塗料の剥離作業における健康障害防止対策の徹底
  - 金属アーク溶接等作業における健康障害防止対策の徹底

17

## 実施事項の大項目(2/2)

(キ) スローガン等の掲示

(ク) 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施

(ケ) 化学物質管理に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他化学物質管理への意識高揚のための行事等の実施

18

### (キ)スローガン等の掲示

スローガンは、必要に応じて以下より選択

- ・ 正しく理解 正しく管理  
化学物質と向き合おう
- ・ 危険知り 管理を徹底化学物質  
みんなで守れ安心職場
- ・ 目に見えないからこそ実施しよう  
化学物質のリスクアセスメント
- ・ 化学物質に潜む危険 知って対策  
慣れた作業も総点検

19

### お手元の資料です

化学物質の自律的な管理に関する自主点検表



✓ が見つからない場合は、解説 やリンク先の情報等を参照して確認をお願いします。

① 事業場で製造・取り扱っている化学物質がリスクアセスメント（RA）対象物であるかを把握していますか。

解説 化学物質を化学的に合成するほか、混合、濃縮・希釈、他物質を添加、小分け等により化学物質等を含む製品化を行うことも「製造」に該当します。

令和6年4月1日時点のRA対象物は [こちらのリスト](#) をご覧ください。

また、令和7年4月1日に約700物質、令和8年4月1日に約800物質が追加される予定です。追加物質については、以下の一覧表を確認してください。

[労働安全衛生法に基づくラベル表示・SDS交付等の義務対象物質一覧](#)



20

### お手元の資料です

令和6年度化学物質管理強化月間

## 化学物質管理 セミナー

参加無料

化学物質の自律的管理  
～実際にやってみよう!!～

こんな疑問にお答えします!

- ✓ 何から手を付けてよいか

講師

講師：齊藤 宏之 相談員（労働衛生工学担当）  
労働安全衛生総合研究所 化学物質ばく露評価  
課研究部長、労働衛生コンサルタント

21

こんな疑問にお答えします!

- ✓ 何から手を付けてよいか  
わからない
- ✓ SDSのどこを見たら  
良いかわからない
- ✓ リスクアセスメント実施後  
の対応がわからない

講師

講師：齊藤 宏之 相談員（労働衛生工学担当）  
労働安全衛生総合研究所 化学物質ばく露評  
価課研究部長、労働衛生コンサルタント

開催方法

オンライン（Zoom Webinar）

開催日時

2025年 **2/20** (木)  
14:00 ▶ 15:45

当セミナーは、ある特定の化学物質を例にして化学物質管理の一連の流れを説明し、自律的管理の考え方を理解することを目的として開催します。



22

## 労働者死傷病報告 等の電子申請義務化

### 以下の手続は電子申請が原則義務化

- 定期健康診断結果報告書
- 有害な業務に係る歯科健康診断結果報告書
- 心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書
- 有機溶剤等健康診断結果報告書
- じん肺健康管理実施状況報告
- 総括安全衛生管理者・安全管理者・衛生管理者・産業医選任報告
- 労働者死傷病報告

23

24

# 施行期日 令和7年1月1日

当分の間は、書面による報告が可能です。

ただし、**労働者死傷病報告**は報告事項が変更されるため、従来の報告様式の第23号及び第24号は**使用できなくなります**。

25

## 従来の報告様式

様式第23号

様式第24号

26

## お手元の資料です

事業主の皆さまへ

### 労働者死傷病報告の報告事項が改正され、電子申請が義務化※されます

令和7年（2025年）1月1日施行

労働者が労働災害等により死亡し、又は休業したときには、事業者は所轄の労働基準監督署に労働者死傷病報告を提出しなければなりません（労働安全衛生規則第97条）。

今般、労働者死傷病報告の報告事項について、災害発生状況をよりの確に把握すること等を目的として、以下のとおり改正します。

※ 経費負担として、当面の間、電子申請が困難な場合は書面による報告が可能です。

#### 主な改正内容

これまで自由記載であった①、②、③、⑤について該当するコードから選択できるようになり、④については留意事項別に記入できるように記入欄が5分割されました。

27

**①事業の種類**  
日本標準産業分類から該当する細分類項目を選択してください。  
(例) 製造業>食品製造業>水産食品製造業>水産缶詰・瓶詰製造業

**②被災者の職種**  
日本標準職業分類から該当する小分類項目を選択してください。  
(例) 生産工程従事者>製品製造・加工処理従事者(金属製品を除く)>食品製造従事者

**③傷病名及び傷病部位**  
該当する傷病名及び傷病部位を選択してください。  
(例) 傷病名: 負傷>切断  
傷病部位: 頸部>鼻

**④災害発生状況及び原因**  
5つの記入欄にそれぞれ記入してください。

**⑤国籍・地域及び在留資格**  
該当する国籍・地域及び在留資格を選択してください。

28

29

○ 詳しいご利用方法はこちらをご参照ください  
▶ 就業入力支援サービスを活用した労働者死傷病報告の電子申請方法について (令和7年1月1日から) [3.1MB] [PDF](#)  
○ 動画はこちら (YouTubeへリンクします)  
▶ 就業入力支援サービスを活用した労働者死傷病報告の電子申請方法について (令和7年1月1日から) [YouTube]

**電子申請方法の説明動画等**

○ 届出する様式  
○ 直接電子申請  
○ 入力した情報  
場合に再利用

▶ 労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス (mhlw.go.jp)

**入力支援サービス**

なお、パソコン端末を所持していない等の事情による報告も可能ですが、書面により報告する場合所轄の労働基準監督署へ提出してください。

※1 令和7年1月1日以降に報告いただくには受け付けがなされますので、ご注意ください。

※2 令和7年1月1日以降は、従来の労働安全衛生規則様式第23号及び同第24号は使用しないでください。

○ 労働者死傷病報告 (死亡及び休業4日以上)  
○ 労働者死傷病報告 (休業4日未満)

※コードの記入に当たっては [「例」](#) はこちら [1.98KB] [PDF](#) をご確認ください。

30

○詳しいご使用方法はこちらをご確認ください  
 ④ 帳票入力支援サービスを活用した労働者死傷病報告の電子申請方法について（令和7年1月1日から） [3.1MB] PDF  
 ○動画はこちら（YouTubeへリンクします）  
 ④ 帳票入力支援サービスを活用した労働者死傷病報告の電子申請方法について（令和7年1月1日から） [YouTube]

○届出する様式（帳票）を作成・印刷したり、直接電子申請することができます。  
 ○入力した情報はお使いの端末に保存でき、場合に再利用が可能です。

▶ 労働安全衛生関係の届出・申請等帳票印刷に関する検索サービス (mhlw.go.jp)

なお、パソコン端末を所持していない等の事情により電子申請が困難な場合には、当分の間、書面による報告も可能です。書面により報告する場合は、以下のリンク先から様式のダウンロードを行い、所轄の労働基準監督署へ提出してください。

※1 令和7年1月1日以降に報告いただく用の様式です。令和6年12月31日まではこちらの様式は受け付けかねますので、ご注意ください。  
 ※2 令和7年1月1日以降は、従前の労働安全でください。

○ 労働者死傷病報告（死亡及び休業4日以上）  
 ○ 労働者死傷病報告（休業4日未満）  
 ※コードの記入に当たっては「[こちら](#)」 [1.9MB] PDF

書面による報告を行う場合の様式等

コードの記入に当たってはこちら

31

書面による報告を行う場合の様式

死亡及び休業4日以上 休業4日未満

32

書面による報告を行う場合の様式

死亡及び休業4日以上 休業4日未満

33

報告時期に変更はありません

死亡又は休業4日以上 → 遅滞なく報告

休業4日未満（休業1日以上3日以下） → 四半期ごとに報告

34

総務省  
 Ministry of Internal Affairs and Communications

日本標準産業分類 (令和5年7月告示) の解説 (3,325 KB) PDF

35

日本標準産業分類

分類項目名、説明及び内容例示

令和5年7月告示  
 第14回改定  
 総務省政策統括官（統計制度担当）

PDFで546ページあります

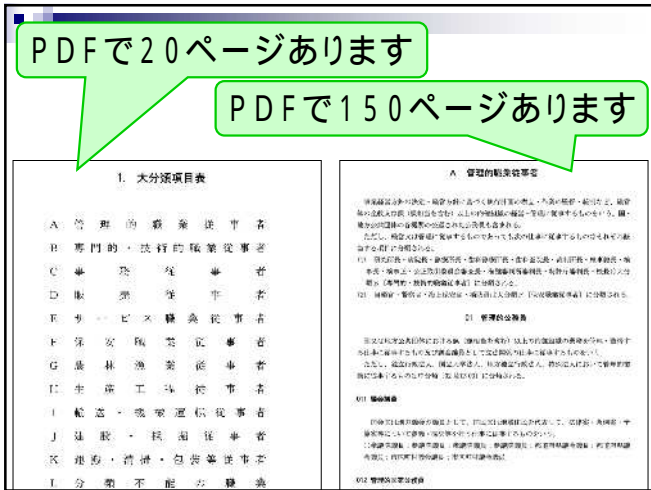
36



37



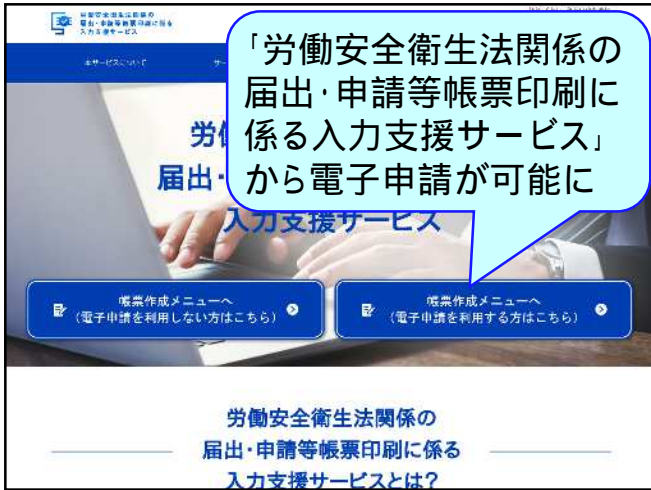
38



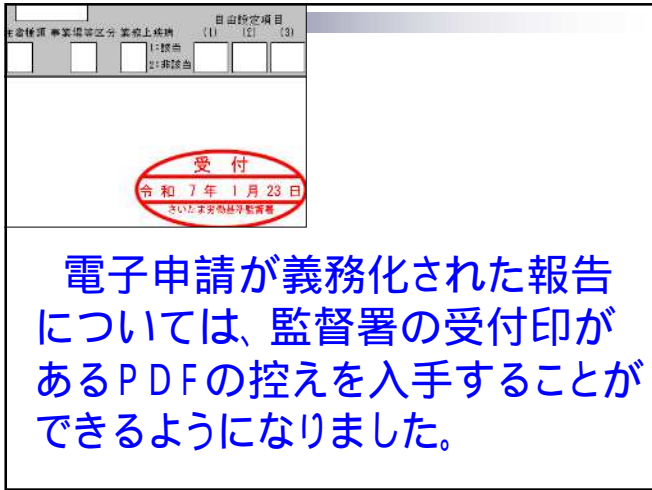
39



40



41



42

## 令和6年度化学物質管理強調月間実施要綱

### 1. 趣旨

国内で輸入、製造、使用されている化学物質は数万種類にのぼり、その中には、危険性や有害性が不明な物質が多く含まれる。また、化学物質による休業4日以上<sup>1</sup>の労働災害（がん等の遅発性疾病を除く。）のうち、特定化学物質障害予防規則（昭和47年労働省令第39号）等の特別規則による規制の対象となっていない物質に起因するものが多数を占めている。

これらを踏まえ、特別規則による規制の対象となっていない物質への対策の強化を主眼とし、国によるばく露の上限となる基準等の制定、危険性・有害性に関する情報の伝達の仕組みの整備・拡充を前提として、事業者が、危険性・有害性の情報に基づくリスクアセスメントの結果に基づき、国の定める基準等の範囲内で、ばく露防止のために講ずべき措置を適切に実施する制度を導入したところである。

こうした規制の対象となる化学物質（リスクアセスメント対象物）は順次拡大され、令和8年4月から約2,900物質が規制対象となるが、これに伴い、対策を講ずべき事業場の範囲が、従来の製造業中心から第三次産業を含めた幅広い業種に大幅に拡大する。また、業種・規模に関わらず、リスクアセスメント対象物を製造、取扱い等を行う全ての事業場において、化学物質管理者を選任し、化学物質を管理させる必要があり、化学物質管理の知見が十分でない第三次産業の事業場や中小零細事業場に対しても、新たな化学物質規制を広く浸透させる取組が重要となる。

また、国際的には、「化学物質に関するグローバル枠組み（GFC）—化学物質や廃棄物の有害な影響から解放された世界へ」（第5回国際化学物質管理会議採択）において、多様な分野（環境、経済、社会、保健、農業、労働等）における多様な主体（政府、政府間組織、市民社会、産業界、学术界等）によるライフサイクル（製造から製品への使用等を経て廃棄まで）を通じた化学物質管理が求められていることから、国内の化学物質管理において関係省庁が連携し相乗効果を高めていくことが必要である。

このような背景を踏まえ、厚生労働省は、経済産業省、環境省等の関係行政機関、災害防止団体等安全衛生関係団体、労働団体や事業者団体等の幅広い協力を得て、令和6年度化学物質管理強調月間を、以下のスローガンの下で展開することにより、広く一般に職場における危険・有害な化学物質管理の重要性に関する意識の高揚を図るとともに、化学物質管理活動の定着を図ることとする。

正しく理解 正しく管理 化学物質と向き合おう



## 2. 期間

2月1日から2月28日までとする。

## 3. 実施体制

### (1) 主唱者

厚生労働省、中央労働災害防止協会

### (2) 協力連携者

経済産業省、環境省

### (3) 協賛者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

### (4) 協力者

関係行政機関、地方公共団体、安全衛生関係団体、労働団体及び事業者団体

### (5) 実施者

各事業者

## 4. 実施事項

### (1) 主唱者・協力連携者・協賛者

#### (ア) 化学物質管理に係る啓発

化学物質管理の知見が十分でない第三次産業や中小零細事業場を重点として、化学物質管理を広く浸透させることを目的とした周知啓発活動の実施

#### (イ) 化学物質に関する説明会等の開催

化学物質に関する法令や対策等に係る、化学物質管理に取り組む事業者向けの説明会等の開催

#### (ウ) 「化学物質と環境に関する政策対話」等の実施による情報共有及び意思疎通

#### (エ) 化学物質アドバイザー等を活用した普及啓発

#### (オ) 化学物質管理に係る広報資料等の作成、配布

#### (カ) 雑誌等を通じた広報

#### (キ) 事業者の実施事項についての指導援助

#### (ク) その他「化学物質管理強調月間」にふさわしい行事等の実施

#### (ケ) (ア)～(ク)の事項を実施するため、協力者に対し、支援、協力の依頼

### (2) 実施者

(ア) 製造し、又は取り扱っている化学物質の把握及び、化学物質の安全デー

タシート（以下「SDS」という。）等による危険有害性等の確認

(イ) 特定化学物質障害予防規則等の特別規則、石綿障害予防規則の遵守の徹底

(ウ) ラベル表示・SDS交付、リスクアセスメントの実施等

- a 製造者・流通業者が化学物質を含む製剤等を出荷する際のラベル表示・SDS交付等の徹底及びユーザーが購入した際のラベル表示・SDS交付等の状況の確認
- b SDS等により把握した危険有害性に基づくリスクアセスメントの実施とその結果に基づくばく露濃度の低減や適切な保護具の使用等のリスク低減対策の実施
- c ラベル・SDSの内容やリスクアセスメントの結果に関する労働者に対する教育の実施
- d 危険有害性等が判明していない化学物質を安易に用いないこと、また、危険有害性等が不明であることは当該化学物質が安全又は無害であることを意味するものではないことを踏まえた取扱物質の選定、ばく露低減措置及び労働者に対する教育の推進
- e 皮膚接触や眼への飛散による葉傷等や皮膚からの吸収等を防ぐための適切な保護具の使用や、汚染時の洗浄を含む、化学物質の取扱上の注意事項の確認
- f 特殊健康診断等による健康管理の徹底
- g 塗料の剥離作業における健康障害防止対策の徹底
- h 金属アーク溶接等作業における健康障害防止対策の徹底

(エ) 化学物質管理者の選任状況の確認

(オ) 日常の化学物質管理の総点検

(カ) 事業者又は化学物質管理者による職場巡視

(キ) スローガン等の掲示

スローガンは、必要に応じて以下より選択

- ・正しく理解 正しく管理 化学物質と向き合おう
- ・危険知り 管理を徹底化学物質 みんなで守れ安心職場
- ・目に見えないからこそ実施しよう 化学物質のリスクアセスメント
- ・化学物質に潜む危険 知って対策 慣れた作業も総点検





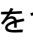


(ク) 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施

(ケ) 化学物質管理に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他化学物質管理への意識高揚のための行事等の実施

# 化学物質の自律的な管理に関する自主点検表



がつかない場合は、[解説](#) やリンク先の情報等を参照して確認をしましょう。

<b>事業場で製造・取り扱っている化学物質がリスクアセスメント（RA）対象物であるかを把握していますか。</b>	
<p><b>解説</b> 化学物質を化学的に合成するほか、混合、濃縮・希釈、他物質を添加、小分け等により化学物質等を含む製品化を行うことも「製造」に該当します。</p> <p>令和6年4月1日時点のRA対象物は<a href="#">こちら</a>のリストをご覧ください。</p> <p>また、令和7年4月1日に約700物質、令和8年4月1日に約800物質が追加される予定です。追加物質については、以下の一覧表を確認してください。</p> <p><a href="#">労働安全衛生法に基づくラベル表示・SDS交付等の義務対象物質一覧</a></p>	<p>R6.4.1 時点</p>  <p>R7, R8 追加分</p> 
<b>化学物質管理者を選任していますか。</b>	
<p><b>解説</b> 令和6年4月1日からRA対象物の製造・取扱事業場等において化学物質管理者を選任することが義務となっています。</p> <p>化学物質管理者は、化学物質の自律的な管理のキーパーソンです。</p> <p>化学物質管理者の選任については、以下のQ&amp;Aの10ページに記載のNo.2-1-1, 2-2-2をご確認ください。</p> <p><a href="#">化学物質による労働災害防止のための新たな規制に関するQ&amp;A</a></p>	
<b>RAを実施していますか。</b>	
<p><b>解説</b> リスクアセスメントとは、作業による労働者への危険または健康障害を生じるおそれの程度を見積もり、リスクの低減対策を検討することです。</p> <p>下のQ&amp;Aも参照してください。</p> <p>Q1-1 <a href="#">なぜリスクアセスメントを行わなければならないのか。</a></p> <p>Q1-2 <a href="#">リスクアセスメントはどのような手順で実施するのか。</a></p> <p>厚生労働省では、RAの実施を支援するため業種別マニュアルの作成を進めています。次のマニュアルに従ってRAを実施した場合は、右上の  に  をつけてください。</p> <p><a href="#">建設業における化学物質取り扱い作業におけるリスク管理マニュアル</a></p>	<p>Q&amp;A</p>  <p>マニュアル</p> 

R Aの結果に基づくリスク低減措置を行っていますか。

**解説** 法令に講ずべき措置が定められている場合は、リスクアセスメントの結果に関わらず、定められた措置を必ず実施しなければなりません。

下のQ&Aも参照してください。

Q12-1 [リスクアセスメント実施後のリスク低減措置の実施は義務か。](#)

Q12-2 [リスクを低減するためにはどのような措置を講ずるべきか。](#)



のマニュアルで定められたリスク低減措置を行った場合は、右上の  
に をつけてください。

安全データシート(SDS)とリスクアセスメントの結果等を労働者に周知し、教育を行っていますか。

**解説** 化学物質を取り扱う労働者が常時SDSを確認できるよう周知するほか、労働者に教育や周知を行う必要があります。

下のQ&Aも参照してください。

Q15-1 [入手したSDSを労働者に周知しなければならないか。](#)

Q15-2 [ラベルやSDSの記載内容を労働者に教育する義務はあるか。](#)



(保護具を使用している場合)  
保護具着用管理責任者を選任していますか。

**解説** 保護具着用管理責任者の選任については、以下のQ&Aの11ページ以降に記載のNo.2-2-1,2-2-2をご確認ください。

[化学物質による労働災害防止のための新たな規制に関するQ&A](#)



(化学物質の譲渡・提供を行っている場合)  
ラベル表示を行い、SDS等による通知を行っていますか。

**解説** 化学物質を譲渡又は提供する者は、相手方にSDSの交付等により危険有害性等を通知する必要があります。

下のQ&Aも参照してください。

Q13-1 [SDSはいつ交付しなければならないのか。](#)

Q13-2 [ホームページでSDSを提供しても良いか。](#)



令和6年度化学物質管理強化月間

# 化学物質管理 セミナー

参加費  
無料

化学物質の自律的管理  
～実際にやってみよう!!～

## こんな疑問にお答えします!

- ✓ 何から手を付けてよいか  
わからない
- ✓ SDSのどこを見たら  
良いかわからない
- ✓ リスクアセスメント実施後  
の対応がわからない

## 講師

講師：齊藤 宏之 相談員（労働衛生工学担当）  
労働安全衛生総合研究所 化学物質ばく露評  
価研究部長、労働衛生コンサルタント

## 開催方法

オンライン（Zoom Webinar）

## 開催日時

2025年 **2 / 20** (木)  
14:00 ▶ 15:45

当セミナーは、ある特定の化学物質を例にして化学物質管理の一連の流れを説明し、自律的管理の考え方を理解することを目的として開催します。

【申込方法】右側のQRコードまたは当センターホームページの「研修・セミナーのご案内」ページから「その他」を選択しお申込みください。前日までにご視聴URLをお知らせします。

お申込みはこちらから



多くのお申込みを  
お待ちしております!

# 労働者死傷病報告の報告事項が改正され、 電子申請が義務化※されます

令和7年（2025年）1月1日施行

労働者が労働災害等により死亡し、又は休業したときには、事業者は所轄の労働基準監督署に労働者死傷病報告を提出しなければなりません（労働安全衛生規則第97条）。

今般、労働者死傷病報告の報告事項について、災害発生状況をよりの確に把握すること等を目的として、以下のとおり改正します。

※ 経過措置として、当面の間、電子申請が困難な場合は書面による報告が可能です。

## 主な改正内容

これまで自由記載であった①、②、③、⑤について該当するコードから選択できるようになり、④については留意事項別に記入できるように記入欄が5分割されました。

The image shows a form titled "労働者死傷病報告" (Laborer Death, Injury, and Disease Report). It is divided into several sections. Red boxes and numbers 1 through 5 highlight specific areas of change:

- ①** A box at the top right, labeled "事業の種類" (Type of Business), which is used to select a code from the Japanese Standard Industrial Classification.
- ②** A box in the middle, labeled "被災者の職種" (Occupation of the Victim), used to select a code from the Japanese Standard Occupational Classification.
- ③** A box in the middle, labeled "傷病名及び傷病部位" (Name and Location of Injury/Disease), used to select codes for the injury and its location.
- ④** A large box at the bottom, labeled "災害発生状況及び原因" (Disaster Occurrence Status and Cause), which is divided into five columns for detailed reporting.
- ⑤** A box at the bottom right, labeled "国籍・地域及び在留資格" (Nationality, Region, and Status of Residence), used to select codes for the victim's nationality, region, and residence status.

### ①事業の種類

日本標準産業分類から該当する細分類項目を選択してください。  
(例) 製造業>食料品製造業>水産食料品製造業>水産缶詰・瓶詰製造業

### ②被災者の職種

日本標準職業分類から該当する小分類項目を選択してください。  
(例) 生産工程従事者>製品製造・加工処理従事者(金属製品を除く)>食料品製造従事者

### ③傷病名及び傷病部位

該当する傷病名及び傷病部位を選択してください。  
(例) 傷病名: 負傷>切断  
傷病部位: 頭部>鼻

### ④災害発生状況及び原因

5つの記入欄にそれぞれ記入してください。

### ⑤国籍・地域及び在留資格

該当する国籍・地域及び在留資格を選択してください。

※電子申請義務化に伴う略図の取扱いについて  
従前の手書きでの作成とは異なり、イラスト等の「略図」のデータを添付してください。「略図」を手書き等で作成後、携帯電話等で写真を撮ってそのデータを添付していただいても構いません。

電子申請に当たっては

# 労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷 に係る入力支援サービス

をご活用ください

電子申請に当たっては、【労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス】をご活用いただくことでスムーズに申請できます。



厚生労働省ポータルサイト「労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス」は、企業の皆様が所轄の労働基準監督署に行う届出の作成を支援します。

届出する帳票の作成・印刷のほか、ガイダンスに基づき入力した情報をe-Govを介して直接電子申請することが可能です。

また、入力した情報はお使いの端末に保存できますので、作業の一時中断や、再申請などの場合に再利用が可能です。

※ 令和7年1月1日より、労働者死傷病報告のほか、以下の報告も電子申請が義務化されます。これらの報告にも、入力支援サービスをご活用ください。

- 総括安全衛生管理者/安全管理者/衛生管理者/産業医の選任報告
- 定期健康診断結果報告
- 心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告
- 有害な業務に係る歯科健康診断結果報告
- 有機溶剤等健康診断結果報告
- じん肺健康管理実施状況報告

＼スマートフォンからの電子申請も可能です／  
入力支援サービスを活用した電子申請はこちらから▶  
厚生労働省HPにリンクします



# 労働者死傷病報告

労働保険番号(建設業の工事に従事する下請人の労働者が被災した場合、元請人の労働保険番号を記入すること。)										事業の種類(日本標準産業分類)									
81001																			
都道府県   所管   管轄   基幹番号   枝番号   被一括事業場番号																			
事業場の名称(建設業にあつては工事名を併記のこと。)																			
カナ																			
漢字																			
工事名																			
職員記入欄 派遣先の事業の労働保険番号																			
都道府県   所管   管轄   基幹番号   枝番号   被一括事業場番号										派遣労働者が被災した場合は、派遣先の事業場の郵便番号									
事業場の所在地(住所)										構内下請事業の場合は親事業場の名称、建設業の場合は元方事業場の名称		派遣労働者が被災した場合は、派遣先の事業場の名称		派遣先 派遣元 提出事業者の区分					
郵便番号										労働者数		発生日時(時間は24時間表記とすること。)							
-										人		9: 令和							
被災労働者の氏名(姓と名の間は1文字空けること。)										生年月日				性別					
カナ										1: 明治 3: 大正 5: 昭和 7: 平成 9: 令和				( )歳		男 女			
漢字										職種(日本標準職業分類)		経験期間		年 月					
休業見込期間又は死亡日時(死亡の場合は死亡欄に○)										傷病名		傷病部位		被災地の所在地(住所)					
休業見込										死亡日時									
災害発生状況及び原因(次の項目に関して詳細に記入すること。)										略図(発生時の状況を図示すること。)									
①どのような場所で(被災時の作業場所)																			
②どのような作業をしているときに(作業者の作業行動を含む)																			
③どのような物(機械、化学物質等)または環境に(起因物及び加害物)																			
④上記②又は③にどのような不安全な又は有害な状態があったか																			
⑤どのような災害が発生したか(事故の型、傷病の部位、傷病名等)																			
国籍・地域 在留資格										(労働者が外国人である場合のみ記入すること) 国籍・地域コード		在留資格コード		起因物		店社コード			
報告書作成者 職氏名										事故の型		発注者種類		事業場等区分		業務上疾病		(1) 自由設定項目 (2) (3)	

年 月 日

事業者職氏名

労働基準監督署長殿

受付印



## 備考

- 1 □□□で表示された枠（以下「記入枠」という。）に記入する文字は、光学的文字・イメージ読取装置（OCIR）で直接読み取りを行うので、この用紙は汚したり、穴をあけたり、必要以上に折り曲げたりしないこと。
- 2 記入すべき事項のない欄、記入枠及び職員記入欄は、空欄のままとすること。
- 3 記入枠の部分は、必ず黒のボールペンを使用し、枠からはみ出さないように大きめの漢字、カタカナ及びアラビア数字で明瞭に記入すること。

なお、濁点及び半濁点は同一の記入枠に「ガ」「パ」等と記入すること。

- 4 「事業の種類（日本標準産業分類）」の欄は、日本標準産業分類の分類項目表から該当する細分類項目の4桁の分類番号を記入すること。
- 5 「性別」、「休業見込」及び「死亡」の欄は、該当する項目に○印を付すこと。
- 6 「事業場の名称」の欄の漢字が記入枠に書ききれない場合は、下段に続けて記入すること。
- 7 派遣労働者が被災した場合、派遣先及び派遣元の事業者は、「提出事業者の区分」の欄の該当する項目に○印を付した上、それぞれ所轄労働基準監督署長に提出すること。
- 8 「職種（日本標準職業分類）」の欄は、日本標準職業分類の分類項目表から該当する小分類の3桁の分類番号を記入すること。
- 9 「経験期間」の欄は、当該職種について1年以上経験がある場合にはその経験年数を記入し、1年未満の場合にはその月数を記入し、該当する項目に○印を付すこと。
- 10 「災害発生状況及び原因」の欄は、5つの項目別に記入すること。
- 11 「国籍・地域」及び「在留資格」の欄は、第97条の労働者が外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「入管法」という。）別表第1の1の表の外交又は公用の在留資格をもって在留する者及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める特別永住者を除く。）である場合に、入管法第2条第5号に規定する旅券、入管法第19条の3に規定する在留カード又は入管法第20条第4項に規定する在留資格証明書により確認し、記入すること。

なお、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）第28条第1項の規定による外国人雇用状況の届出と同様の国籍・地域及び在留資格を記入すること。

# 労働者死傷病報告

労働保険番号(建設業の工事に従事する下請人の労働者が被災した場合、元請人の労働保険番号を記入すること。)										事業の種類(日本標準産業分類)			
81001													
都道府県   所管   管轄   基幹番号   枝番号   被一括事業場番号													
事業場の名称(建設業にあつては工事名を併記のこと。)													
カナ													
漢字													
工事名													
職員記入欄 派遣先の事業の労働保険番号													
都道府県   所管   管轄   基幹番号   枝番号   被一括事業場番号   派遣労働者が被災した場合は、派遣先の事業場の郵便番号													
事業場の所在地(住所)													
構内下請事業の場合は親事業場の名称、建設業の場合は元方事業場の名称													
派遣労働者が被災した場合は、派遣先の事業場の名称													
提出事業者の区分													
電話 ( )													
郵便番号													
労働者数													
発生日時(時間は24時間表記とすること。)													
9: 令和													
被災労働者の氏名(姓と名の間は1文字空けること。)													
生年月日													
性別													
1: 明治 3: 大正 5: 昭和 7: 平成 9: 令和													
職種(日本標準職業分類)													
経験期間													
休業日数													
傷病名													
傷病部位													
被災地の所在地(住所)													
災害発生状況及び原因(次の項目に関して詳細に記入すること。)													
略図(発生時の状況を図示すること。)													
①どのような場所で(被災時の作業場所)													
②どのような作業をしているときに(作業者の作業行動を含む)													
③どのような物(機械、化学物質等)または環境に(起因物及び加害物)													
④上記②又は③にどのような不安全な又は有害な状態があったか													
⑤どのような災害が発生したか(事故の型、傷病の部位、傷病名等)													
(労働者が外国人である場合のみ記入すること)													
国籍・地域 在留資格													
起因物													
店社コード													
事故の型													
発注者種類													
事業場等区分													
業務上疾病													
1: 該当													
2: 非該当													
自由設定項目													
1: 該当													
2: 非該当													
3: 非該当													
報告書作成者 職氏名													
職員記入欄													

年 月 日

事業者職氏名

労働基準監督署長殿

受付印

## 備考

- 1 □□□で表示された枠（以下「記入枠」という。）に記入する文字は、光学的文字・イメージ読取装置（OCIR）で直接読み取りを行うので、この用紙は汚したり、穴をあけたり、必要以上に折り曲げたりしないこと。
- 2 記入すべき事項のない欄、記入枠及び職員記入欄は、空欄のままとすること。
- 3 記入枠の部分は、必ず黒のボールペンを使用し、枠からはみ出さないように大きめの漢字、カタカナ及びアラビア数字で明瞭に記入すること。

なお、濁点及び半濁点は同一の記入枠に「ガ」「パ」等と記入すること。

- 4 「事業の種類（日本標準産業分類）」の欄は、日本標準産業分類の分類項目表から該当する細分類項目の4桁の分類番号を記入すること。
- 5 「性別」の欄は、該当する項目に○印を付すこと。
- 6 「事業場の名称」の欄の漢字が記入枠に書ききれない場合は、下段に続けて記入すること。
- 7 派遣労働者が被災した場合、派遣先及び派遣元の事業者は、「提出事業者の区分」の欄の該当する項目に○印を付した上、それぞれ所轄労働基準監督署長に提出すること。
- 8 「職種（日本標準職業分類）」の欄は、日本標準職業分類の分類項目表から該当する小分類の3桁の分類番号を記入すること。
- 9 「経験期間」の欄は、当該職種について1年以上経験がある場合にはその経験年数を記入し、1年未満の場合にはその月数を記入し、該当する項目に○印を付すこと。
- 10 「災害発生状況及び原因」の欄は、5つの項目別に記入すること。

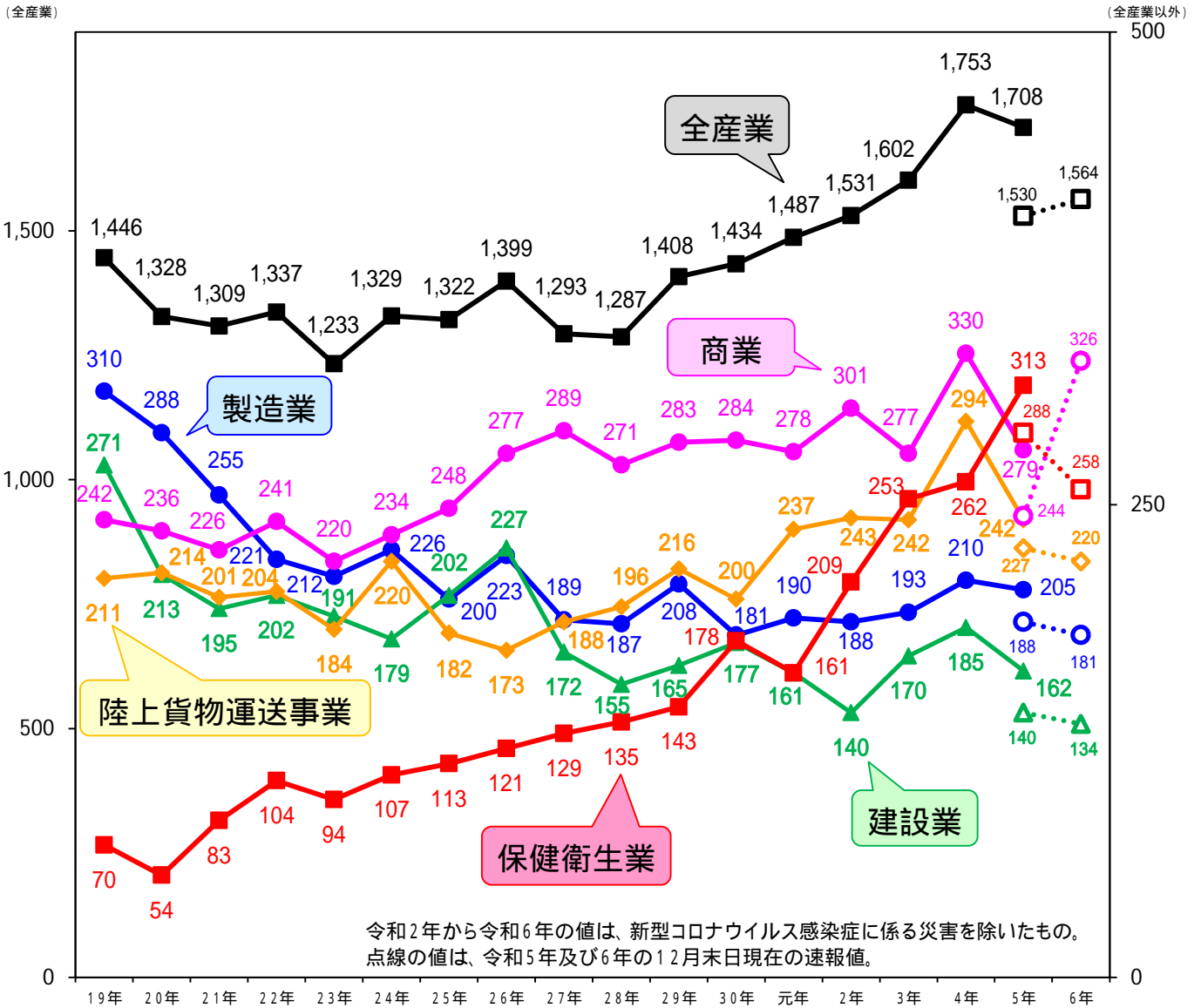
- 11 「国籍・地域」及び「在留資格」の欄は、第97条の労働者が外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「入管法」という。）別表第1の1の表の外交又は公用の在留資格をもって在留する者及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める特別永住者を除く。）である場合に、入管法第2条第5号に規定する旅券、入管法第19条の3に規定する在留カード又は入管法第20条第4項に規定する在留資格証明書により確認し、記入すること。

なお、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）第28条第1項の規定による外国人雇用状況の届出と同様の国籍・地域及び在留資格を記入すること。

# 労働災害の現状 (令和6年の値は、同年12月末日現在の速報値)

さいたま労働基準監督署

## 業種別の死傷者数の推移



## 業種別の死亡者数の推移

